

専門委員会組織規則

(専門委員会)

第1条 一般社団法人日本ボクシング連盟(以下「本連盟」という。)

は、定款第41条に基づき、会務遂行のため強化本部及び以下に掲げる各専門委員会を設置する。なお、定款第4条に掲げる事業遂行のため、新たに設けられた場合又は廃止することになった場合には、その都度追加又は削除するものとする。また、強化本部関連事項については別途定めるものとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 強化委員会
- (3) 医事委員会
- (4) 倫理委員会
- (5) スポーツ科学委員会
- (6) 普及委員会
- (7) 資格審査委員会
- (8) アンチドーピング委員会
- (9) 指導者育成委員会

- (10) スポーツ交流委員会
- (11) オリンピック推進委員会
- (12) 公益化推進委員会
- (13) アスリート委員会
- (14) 女子委員会
- (15) 広報戦略委員会
- (16) 情報化委員会

(責務)

第2条 各専門委員会（以下「委員会」という。）は、会長及び理事会の諮問に応じ、所掌する専門事項に関し、調査、研究、企画立案及び審理をする。

(構成)

第3条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長および委員 若干名（但し、委員とは別にアドバイザーを置くことができる。）

(専門部)

第4条 理事会は、委員会を統括する専門部を設置することができる。

2 専門部の部長には理事会の推挙により会長が理事の中よりこれを指名する。

(選任)

第5条 委員会の委員長は、理事から会長が指名する者及び本連盟会員又は会員外の学識経験者の中から、理事会の推挙により会長が委嘱する。

2 委員会の副委員長および委員は、委員長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。また、その任期満了後でも、次の任期の専門委員会組織が正式に発足するときまでその職務を担うするものとする。

(委員長)

第7条 委員長は、その所管事項を総括処理する。

(副委員長)

第8条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員)

第9条 委員は、委員長の指示に基づき、それぞれの委員会に属する所掌の調査、研究、企画立案等の専門業務に従事する。

(招集)

第10条 委員会は、委員長が必要と認めたとき又は委員総数の3分の1以上の要求があった場合において、委員長がこれを招集する。

(議事録)

第11条 委員長は、委員会を開催した場合は、その議事録を作成、保管するとともに、年度末にその結果を理事会に報告しなければならない。

(委員会規則)

第12条 委員会において所掌する業務執行上の手続規定、細則、基準要綱等については、委員会において委員会規則を定めるものとする。

(秘匿義務)

第13条 各委員は、委員会を通じて得られた検討中の内容を外部に漏らしてはならない。

(謝礼金)

第14条 委員会活動に伴う講師招聘等に対する謝礼金は、次の各項目に従って支給されるものとする。ただし、それ以外に特別な謝礼金を支給する場合には、専務理事の承認を得なくてはならない。

(1) 1時間以上の講義、指導に対して、3万円

(2) 1時間未満の講義、指導に対して、2万円

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規則は、改定した平成31年2月2日に施行する。